

ID: 852

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	寡婦日常生活支援の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第33条第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 法第33条第3項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。 (寡婦日常生活支援事業) 第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日